

会議録

- 1 会議の名称 令和2年度第1回国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和2年5月19日(火) 13時30分～14時30分
- 3 開催場所 熊取町役場北館3階大会議室
- 4 議 題 1. 令和2年度国民健康保険料率について
2. その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 0人
- 7 審議等の概要

【1. 令和2年度国民健康保険料率について】

■諮問

藤原町長から明松会長に対して令和2年度国民健康保険料率についての諮問が行われた。

【諮問内容】

1. 保険料率及び賦課限度額について

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に係る保険料率並びに賦課限度額は、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）であるが、令和2年度についても、本町独自の激変緩和措置を行う。

2. 本町独自の激変緩和措置について

(1) 激変緩和措置の考え方

国民健康保険財政調整基金の繰入れ及び前年度決算余剰金により、保険料負担の激変緩和を行う。

(2) 令和2年度保険料における激変緩和

ア 基礎賦課額（医療分）

世帯別平等割33,785円を27,028円とする。

■事務局説明

○令和2年度熊取町国民健康保険料率算定の考え方

令和2年度の保険料率及び賦課限度額は大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）であるが、熊取町国民健康保険条例附則で令和5年度末までは激変緩和措置を行なうことができる規定となっていることから、令和2年度についても本町の独自激変緩和措置を行なう。なお、令和2年度については通常の激変緩和措置に加えて、新型コロナウイルス感染症が被保険者の生活に及ぼす影響を考慮する。

	所得割	均等割	平等割
医療分	9.05%	32,015円	<u>27,028円</u>
支援分	2.69%	9,358円	9,875円
介護分	2.66%	19,729円	—

○令和2年度熊取町国民健康保険料の激変緩和措置

令和2年度の市町村標準保険料率は、令和元年度の熊取町の保険料率と比較して、所得割医療分で0.48ポイントの増、支援分は増減なし、介護分は0.08ポイントの増となっておりあわせると0.56ポイントの増、均等割医療分で2,302円増、支援分は109円の増、介護分は595円の増、平等割額医療分が6,756円(25%)、支援分は△23円(△0.2%)となっている。年間保険料を試算し、令和元年度年間保険料額と比較すると、低所得層

の単身、2人世帯での令和2年度の保険料額の増加率が大きく、この階層が全国保加入世帯に占める割合が最も大きいため、町独自の激変緩和措置に加えて新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、医療分の平等割額を20%引き下げることで、医療分+支援分の保険料増加額を5%以内に抑制する。

激変緩和措置の財源については、国民健康保険財政調整基金積立額の令和元年度末残高約5,990万円と令和元年度決算見込が4月時点で約4千万円見込まれるため、合計約1億円のうち約6,000万円を激変緩和措置等の財源とする。

■主な質疑応答

○軽減の割合が5%ごとに変わることによって、財源はどのくらい変わってくるのか？
⇒ 5%軽減するごとに、約1千万円弱の金額が必要と見込んでいる。

○被保険者は年々減っており、それとともに給付についても減っていくと思うが、令和2年度はどのくらいになると推計されているか。全体像を把握しておくことが必要かと思うがいかがか。

⇒ 被保険者数は減っても一人あたりの医療費は上昇傾向にあるため、支出が増えることも予想される。

但し、広域化によって、保険給付費は大阪府が全額賄う仕組みとなっているため給付費で赤字が生じることはあまり考えていない。

保険料収納率が大阪府が示す標準保険料率を上回ること、その差額分を黒字として留保でき、また、それ以外にも保険者努力支援事業による交付金収入もある。今後も引き続き黒字運営のために取り組んでいきたい。

■主な意見

現在の厳しい財政状況において、今後の激変緩和対策に必要な財源を確保し続けることは、非常に難しいことではあるが、今回の諮問では、新型コロナウイルス感染症による影響にも配慮されており高く評価する。

今後も、被保険者の皆さんのご負担が少しでも軽減できるよう、引き続き激変緩和の検討をお願いしたい。

■審議結果

令和2年度熊取町保険料率について質疑応答を行ったうえ原案のとおり全員賛成、明松会長から藤原町長に対して「原案のとおりでさしつかえないもの」と答申が行われた。

【2. その他】

○傷病手当金について 5月7日付けで専決処分を行い、国民健康保険事業として被用者への傷病手当金の支給ができるようにし、ホームページ等にて周知を行っている。

○新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免について 国の通知に基づく減免を実施予定。現在、運用等について精査中であり、準備が整い次第、ホームページ、広報等で周知を図りたいと考えている。

8	会議情報	名称	国民健康保険運営協議会
		根拠法令等	国民健康保険法、国民健康保険条例
		設置期間	昭和36年4月～
		所掌事務	国民健康保険事業に関する重要事項について審議すること
		委員数	14人
9	担当課	健康福祉部保険年金課	